

表 税制優遇の内容

税目など	優遇内容	対象企業
従業員の個人所得税 (PPh21)	年間所得2億ルピア以下の従業員はPPh21が100%免除される	特定の1,189事業分野
		輸出便宜 (KITE等)を受けている企業
		保税ライセンスを取得している企業
輸入時前払い法人税 (PPh22)	PPh22が輸入時に100%免除される	特定の730事業分野
		輸出便宜 (KITE等)を受けている企業
		保税ライセンスを取得している企業
月次の前納法人税 (PPh25)	PPh25の要納税額が50%減税される	特定の1,018事業分野
		輸出便宜 (KITE等)を受けている企業
		保税ライセンスを取得している企業
付加価値税 (VAT) 暫定還付手続き	50億ルピアを上限に、暫定還付を受けることができる	特定の725事業分野
		輸出便宜 (KITE等)を受けている企業
		保税ライセンスを取得している企業

(注) 1ルピア＝約0.01円。

(出所) 財務相令2021年第9号から作成